

放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日：2023年2月28日

事業所名：LUMO武庫之荘校

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	定員に応じたスペースを確保しております。	
	2 職員の適切な配置	主となって運動を進める職員とお子さんをサポートする職員などに分けて配置を工夫しています。また、法令で必要とされる配置数に加えて、必要とされる場合は職員を多く配置しております。	
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	注意が散漫しないように保育中に使う道具以外は事務所片づけるなど、利用児童が運動に取り組みやすい環境作りを工夫しています	
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	日々の清掃・毎食後の清掃など清潔を保っております。また、来所時の検温・消毒を徹底して行っています。また、朝や壁の角にクッションを張り、危険のない環境作りを行っています。	
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	朝礼・保育後のミーティングを毎日行い、職員全体で情報共有や振り返りを行っています。また、職員から出た意見を元に業務の効率化など改善を進めております。	
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	現在は、利用者・社内の2者評価となっております。第三者による外部評価については現在実施の予定はありませんが今後必要に応じて実施を検討しております。	
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	毎週行っている全校舎合同での研修や、保育後の振り返りの時間を確保し、実技や知識の向上に努めています。	
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	事前にアセスメントを行い、お子さんの課題や保護者のニーズを把握した上で適切な目標を立て、それらの達成に向けて支援計画を作成しています。	
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	朝礼やミーティング時に、職員間で児童の成長や課題などを共有し、常に適切なサービスを提供できるように日々内容を工夫しています	
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	保護者様に児童の様子を確認し、その他保護者様が気が付かないようなことも提案し、これから成長に必要なサービスを提供できるような計画を保護者様と話し合いの場も提案しております。	
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	活動内容は一斉指示で提示していますが、お子様の支援計画や特性に合わせてサポート職員が個別指示などの支援を行っております。	
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	ミーティングでお子様の情報共有を全体で行った上で、子どもたちに合わせたプログラムの立案を職員全体で行っております。	
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日、長期休暇、また平日行事なども事前にご連絡いただき、体調に配慮した上で支援を行っております。	
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	日々のミーティングでの振り返りを通し、子どもたちの発達に合わせて運動活動の調整、種目の変化を日々を考えています。	
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	朝礼での確認、保育前の職員間の確認を通し、役割の明確化を図っています。	
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	支援後の職員間の振り返りを行い、その振り返り次の日の朝礼で共有し、話し合いを行っています。	
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	支援後、提供記録を記入し、支援の振り返り・改善に役立てています。	
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的にモニタリングを実施し、お子さんの成長に合わせて支援計画見直しや、作成を行っています。	
	関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	今後要望に応じて行っています。
		2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	現在、医療的ケア児の通所はございません。
		3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	現在、医療的ケア児の通所はございません。
4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有		当事業所内での子どもの様子、運動能力、支援内容等、円滑な移行支援のために情報共有を行っています。	
5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供		現在、対象となる児童はいませんが、今後必要に応じて対応していきます。	
6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進		児童発達支援センターと、子どもの利用日や支援内容等情報を共有を行い連携しております。	
7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供		近隣施設との関係づくりについて検討中です。	
8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営		地域交流については今後検討していく予定です。	
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	内容に関しては、必要な支援と理由・方法について納得いくまで質問を受けながら説明しております。	
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	保護者様の考えや、お子さんの状態を確認しながら、目標に対して必要な支援を一つひとつ説明しております。	
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレントトレーニング等の支援の実施	送迎時等に、本日の運動内容を説明し、また、ご自宅で作れる運動なども提案しております。	
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	送迎時に、出来たことや不安に感じていることなどの共有を行っております。	
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	相談があった際は、職員全員で情報を共有し、全員が同じ助言ができるように意見をまとめています。	
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	保護者様同士の交流は、保護者様の要望があり次第検討していきます。	
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情があった際は、すぐに職員全員で情報を共有し、ミーティングで対応を話し合っております。	
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	事前に状況を確認した上で、ミーティングで情報を共有しております。対応方法についても話し合いの上、全職員が同じ対応ができるようにしております。	
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	活動の報告や様子をSMS・HP等で紹介しております	
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報には、施設できる戸棚に保管し場所を決め、個人情報管理を徹底しています。	
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	全社共通のマニュアル作成と更新を行っています。	
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	全社共通のマニュアルに加え、施設の立地に合わせて広域避難場所の確認を行っております。防災設備、非常口の定期点検を行っています。	
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	日々・週次で、施設ごと、全社共通と機会を分けて本部社員が中心となり研修を実施しています。	
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	危険回避のために行う緊急措置について、児童発達支援計画または放課後等デイサービス計画の記載で説明し、了解を得ています。	
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	食事の提供はないが、運動誘発アレルギー等発生する可能性があるため、入会時にはアレルギーの有無の確認に努めるようにしております。	
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	日々の活動記録から特に危険度が高いものについては、記録しミーティングで共有しています。	